

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年宗像市告示第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1生活保護法の規定による保護を受けている世帯の項中「229,200円」及び「268,000円」を「308,000円」に改め、上記以外の世帯の項第2子の欄中「12,000円」を「154,000円」に改める。

別表第2中

「

249,000円
226,000円
163,000円
114,000円
12,000円

「

308,000円
253,000円
211,000円
185,000円
154,000円

」を

」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成15年宗像市告示第10号)新旧対照表

改正案

現行

別表第1(第3条関係)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による世帯	保育料及び入園料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円
略	略	略	略	略
上記以外の世帯		12,000円	154,000円	308,000円

別表第2(第3条関係)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による世帯	保育料及び入園料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		253,000円		308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円に①及び②の合計を加えた額以下となる世帯		211,000円		308,000円

別表第1(第3条関係)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による世帯	保育料及び入園料の合計額	229,200円	268,000円	308,000円
略	略	略	略	略
上記以外の世帯		12,000円	12,000円	308,000円

別表第2(第3条関係)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による世帯	保育料及び入園料の合計額	249,000円		308,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		226,000円		308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円に①及び②の合計を加えた額以下となる世帯		163,000円		308,000円

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が171,600円に③及び④の合計を加えた額以下となる世帯 ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円 上記以外の世帯	<u>185,000円</u> 308,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が171,600円に③及び④の合計を加えた額以下となる世帯 ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円 上記以外の世帯	<u>114,000円</u>	308,000円
上記以外の世帯	<u>154,000円</u> 308,000円	上記以外の世帯	<u>12,000円</u>	308,000円